

議 第 一 号

栃木県産業再生委員会条例の廃止について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。
平成二十二年五月二十七日

提出者

同 栃木県議会議員

早 小

川 瀧

尚 信

秀 光

栃木県議会議長 野田尚吾様

栃木県条例第 号

栃木県産業再生委員会条例を廃止する条例

栃木県産業再生委員会条例（平成十六年栃木県条例第三十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

同 同 同 同 同 同 同 同 同

阿 三 青 佐 小 岩 松 佐 阿
久

津 森 木 藤 林 崎 井 藤 部

憲 文 幹 正 寿

二 徳 務 栄 夫 信 一 良 一